

港湾統計月報の概要

1. 調査概要

(1) 調査目的

港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的とする。

(2) 調査事項

入港船舶及び海上出入貨物

(3) 調査港湾

港湾調査規則（昭和26年運輸省令第13号）の別表（第3条関係）に掲げる甲種港湾（166港）を対象

(4) 調査期間

毎月1日から末日までの1箇月間

2. 集計表利用上の留意点

(1) 入港船舶

調査船舶は、積載貨物、乗客の有無にかかわらず総トン数5トン以上の入港船舶（調査水域に入った船舶）とし、端船その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船舶については、調査対象外とした。また、調査時点は、調査船舶が、調査港湾の調査水域に入り最初の港湾施設（港湾法第2条第6項の認定を受けた港湾施設を含む。以下同じ。）に到着したときとした。

(注) 1. 廃船の目的であっても自力で入港したものは、入港船舶とした（用途はその他とした。）。

また、他力で曳航又は上積みされて入港した廃船は、入港船舶としない（ただし、（2）海上出入貨物の貨物の調査対象とした。）。

2. 廃船を曳航してきた船舶は、総トン数が5トン以上であれば調査対象とした。

3. プッシャーバージが入港した場合は、プッシャー（押船）とバージ（台船）を併せて1隻とした。

この総トン数は、一体型プッシャーバージについては、プッシャーとバージの総トン数を併せた総トン数とし、一体型プッシャーバージ以外のプッシャーバージについては、プッシャーのみの総トン数とした。

4. 港湾法第2条第6項……前項第1号から第11号までに掲げる施設（水域施設、外かく施設等）で、港湾区域及び臨港地区内にないものについても、国土交通大臣が港湾管理者の申請によって認定したものは、港湾施設とみなす。

(2) 海上出入貨物

(ア) 調査貨物

調査貨物は、船舶及びはしけ等によって調査港湾貨物の港湾区域に出入した貨物とし、次に掲げる貨物については、調査対象外とした。また、調査時点は、出入貨物が港湾施設（水面貯木場を含む。）において荷役されたときとした。

- ① 郵便物、旅客携帯品（手荷物）、船舶から排出されるごみ等
 - ② 調査港湾内において浚渫された土砂
 - ③ 工事用資材（他の港湾又は調査水域の外（海上）から運搬され、調査水域内の建設現場に投棄されるもの）
 - ④ 自動車航送船に積載された自動車の積載貨物
- (注) 1. 調査貨物には、他力で曳航又は上積みされて入港した廃船、調査港湾において建造されて他力で出港した新造船を含む。
2. 調査貨物には、自動車航送船によって輸送する一般の貨物及び商品としての車両（自動車及び自転車、以下同じ。）を含む。
3. 船舶自身が運航上必要とする船舶用品は、燃料、食糧、その他消耗品等であり、調査貨物の各品種に組入れた。

(イ) 貨物の数量

- ① 貨物の数量は、原則として「フレート・トン」によるが、容積は1. 133立方メートル（40立方フィート）、重量は1,000キログラムを1トンとし、容積と重量のうちいずれか大きい数値とした（小数点以下第1位を四捨五入。）。ただし、商慣習に従っている貨物は、その慣習に従った。
 - ② 貨物の数量のうち自動車航送船で運送するバス、トラック、乗用車等（二輪自動車及び自転車を除く。）は、車種別にフレート・トンに換算した（例えば、バス(特大)は75フレート・トン/台、乗用車(普通/小型)は10フレート・トン/台）。
 - ③ 商品として運送する車両は、車種別にフレート・トンに換算した。
 - ④ コンテナの数量は、「中分類（82品種）」で分類し、その品種ごとにフレート・トンに換算した。ただし、コンテナ自体の質量は含めない。
- (注) 1. 空コンテナを回送した場合は、数量には計上しない。
2. 商品として輸送された空コンテナは、「輸送用容器」とし、フレート・トンによる。
- ⑤ シャーシの数量は、「中分類（82品種）」で分類し、その品種ごとにフレート・トンに換算した。ただし、シャーシ自体の質量は含めない。
- (注) 1. 空シャーシの回送は、空シャーシ自体を貨物とみなし、トラクター付きの場合は「完成自動車」、それ以外は「その他輸送機械」とした。
2. 商品として輸送したシャーシ又は空シャーシ(トラクター付き)のトン数は、トラック及びトラック・トレーラーの車種区分の中から最も近い形態によりフレート・トンに換算した。

(ウ) コンテナの個数

コンテナ個数は、貨物を輸送するために用いられたコンテナ及び回送中の空コンテナの個数とし、TEUに換算した。ただし、商品としてのコンテナは含めない。なお、数値は単位未満で四捨五入してあるので、計と内数の足し上げは必ずしも一致していない。

コンテナ個数のTEU換算率については以下のとおり。

コンテナの長さ	区分	TEU
9フィート未満	8フィート	0.4
9フィート以上11フィート未満	10フィート	0.5
11フィート以上20フィート未満	12フィート	0.6
20フィート以上24フィート未満	20フィート	1.0
24フィート以上35フィート未満	24フィート	1.2
35フィート以上40フィート未満	35フィート	1.75
40フィート以上45フィート未満	40フィート	2.0
45フィート以上	45フィート	2.25

3. 用語

(1) 「商船」とは、客船、貨客船、貨物船（各種専用船及びコンテナ船、RORO船を含む。）及び油送船（タンカー）をいう。

(2) 「自動車航送船（フェリー）」とは、一般旅客定期航路事業として、自動車航送を行う船舶をいう。なお、旧海上運送法において自動車航送貨物定期航路事業として運航され、現行海上運送法において、人の運送をする貨物定期航路事業として運航されている自動車航送船を含む。

(3) 「漁船」とは、次のそれぞれに該当する船舶をいう。

- ① もっぱら漁業に従事する船舶
- ② 漁業に従事する船舶で漁獲物の保蔵又は製造の設備を有するもの
- ③ もっぱら漁場から漁獲物又はその製品を運搬する船舶
- ④ もっぱら漁場に関する試験、調査、指導若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締に従事する船舶であって漁ろう設備を有するもの

(4) 「避難船」とは、船種及び国籍を問わず次の理由によって避難した船舶をいう。

- ① 荒天のため出戻った場合
- ② 荒天を避けるため、予定を変更して寄港した場合
- ③ 海難事故のため、自力又は他力によって入港した場合
- ④ 荒天のため、炭水を消費してその補給のため入港した場合

(5) 「その他」とは、上記以外の船舶をいう（引船、官庁船、軍用船、修理船、工船用船舶等）。

(注) 1. 漁船の登録を受けた船舶であっても、漁獲物以外の物品を運搬する場合又は漁場から市場までの運搬以外の漁獲物を運搬する場合は、その船舶は海上運送を行ったものとし、用途は商船とする。

また、外国漁船（日本船舶以外の船舶）が漁獲物等を貿易のため、調査港湾に運搬した場合も、商船とする。

(注) 2. 入港船舶については、「漁船」、「避難船」、「その他」を、便宜上内航として集計した。

- (6) 「外国貿易貨物（外貨）」とは、調査港湾と外国の港湾との間で直接取引のあった出入貨物のことをいう。したがって、調査港湾で一旦陸揚げ（「外貨貨物」の輸入）されそれを内航船舶によって国内の他の港湾で船卸する場合は内貨貨物の移出、調査港湾の入港前に他の国内の港湾で内航船舶によって船積みされた貨物で、調査港湾において通関手続きを行う予定のものは、内国貿易貨物の移入とした（一般にいう二次輸送（外貨であったもの及び将来外貨となる予定の貨物）を指す。）。
- (7) 「内国貿易貨物」とは、外国貿易貨物以外のものをいう。
- (注) 内国貿易貨物には、①外航船舶に積込む船舶用品、②外航船舶として入港し、内航船舶に資格が変更された場合の積載貨物、③外航船舶によって輸送される内国貿易貨物を含む。
- (8) 「コンテナ（コンテナ貨物）」とは、港湾において船卸し又は船積みされる時点の貨物がコンテナに収容されているものをいう。また、「空コンテナ」とは、貨物を収容していないコンテナをいう。
- (9) 「シャーシ（シャーシ貨物）」とは、港湾において船卸し又は船積みされる時点の貨物がシャーシ（貨物を運ぶための台車）に積載されたものをいう。また、「オンシャーシ（オンシャーシ貨物）」とは、シャーシにコンテナを積載したものをいう。さらに、「空シャーシ」とは、貨物を積載していないシャーシをいう。